

◎新潟県告示第378号

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和48年4月17日新潟県告示第562号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) <b>第7条</b> 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号</u> に規定する電気事業の用に供する <u>同項第18号</u> に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為 (9)～(10) (略)	(適用除外) <b>第7条</b> 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第9号</u> に規定する電気事業の用に供する <u>同項第16号</u> に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為 (9)～(10) (略)